

たつの市臨時記者発表資料	
発表年月日	令和2年5月22日（金）
担当課	新型コロナウイルス感染症対策本部 健康福祉部健康課
電 話	0791-63-2112

報道機関各位

## 新型コロナウイルス感染症に係る本市の対応について

5月21日、兵庫県が緊急事態措置実施区域から解除され、新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針が5月21日に改定されたことを受け、下記のとおり対応します。

なお、市民等への周知は、市ホームページで行います。

### 記

#### 1 市立小中学校（担当：学校教育課 山田 0791-64-3179）

##### （1）学校再開日

6月1日（月）

##### （2）給食について

- ① 開始日 小学校：6月4日（木）  
※6月4日・5日は、簡易給食を提供  
中学校：6月2日（火）
- ② 献立の工夫 カロリーを考慮した上で、配食が簡易にできるような品数を少なくした献立とする。
- ③ 配食時の留意事項 ナイロン手袋を着用して行う。
- ④ 会食時の留意事項 机を前向きにし、会話を控えて行う。

##### （3）部活動について

- ① 活動の頻度 学校再開後2週間、平日は週2日、土曜・日曜は週1日、活動時間は90分を上限とする。
- ② 対外試合 6月中は禁止とする。

##### （4）夏季休業日の変更

- ① 夏季休業日 令和2年8月8日（土）から8月16日（日）までの9日間とする。
- ② 変更理由 新型コロナウイルス感染症対策による小中学校における臨時休業期間の授業時数確保のため。

③ 給食について

小中学校ともに、下記の2週間は給食を提供する。

- ・ 7月21日（火）～7月31日（金）
- ・ 8月24日（月）～8月31日（月）

2 市立幼稚園・保育所・こども園

（担当：幼児教育課 田中 0791-64-3126）

※私立の園所には、同様の対応を協力要請

(1) 幼稚園・保育所・こども園の通常保育再開について

- ① 令和2年6月1日（月）からとする。
- ② 幼稚園の臨時休業期間及び保育所・こども園の家庭保育協力依頼期間は、引き続き令和2年5月31日（日）までとする。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の状況や国及び県の要請等により変更する場合があります。

(2) 通常保育再開に伴う留意事項について

① 保健管理

- ・ 登園に際し、自宅での検温、健康観察と、園への報告を依頼する。
- ・ 発熱、ひどい咳、倦怠感等風邪の症状がある場合は、登園を自粛とする。
- ・ 登園時や給食・おやつ前後、外遊びやトイレの後、活動の合間などこまめな手洗いをさせる。
- ・ 園児、職員はマスクを着用する。送迎時、保護者にもマスクの着用を依頼する。
- ・ アルコール消毒液を園舎の出入り口に設置する。
- ・ 保育室内や廊下等の消毒をこまめに行う。

② 園内における感染防止対策

- ・ 登降園時、門付近や下駄箱等で密集しないよう工夫する。
- ・ 保育室内での座席配置は、間隔を空けて配置する。
- ・ 活動場所の2方向の窓を広く開け、換気を十分に行う。
- ・ 給食・おやつの際は、手洗い・消毒を徹底し、座席の間隔を空け、向かい合うことを避けるなど対策を施す。
- ・ 熱中症予防を含め、水分補給をこまめに行う。

(3) 夏季休業日について

1号認定児の夏季休業日は、8月1日（土）～8月31日（月）とする。

### 3 放課後児童クラブ（担当：教育事業部 山根 0791-64-3180）

- (1) 5月31日（日）まで
  - ・午前8時から午後7時まで
  - ・家庭での対応が可能な場合の使用の自粛要請を継続する。
- (2) 6月1日（月）（小学校再開日）以降
  - ・小学校終了後から午後7時まで
  - ・従来の教室（平日19教室、土曜日4教室）での保育

### 4 社会教育施設（令和2年5月25日現在）

（担当：教育事業部 山根 0791-64-3180）

- (1) 屋内体育施設 市民に限り使用可
  - ※単一団体の利用のみ可
  - ※休校期間中の高校生以下は使用不可
  - ※トレーニング室使用不可
- (2) 屋外体育施設 市民に限り使用可
  - ※単一団体の利用のみ可
  - ※休校期間中の高校生以下は使用不可
- (3) 市立温水プール 市民に限り使用可
  - 新宮温水プール 6月1日(月)から
  - 龍野体育館温水プール 6月2日(火)から
  - ※スイミングスクールの会員は市外の方も可
- (4) 公民館 市民に限り貸館(利用定員の半数程度)を利用可
- (5) 図書館 市民に限り貸し出し可
  - ※長期間の滞在は不可
- (6) 赤とんぼ文化ホール、アクアホール、文化センター
  - 市民に限りホールの使用可(100人以下かつ定員の半数以下)
  - 市民に限り会議室の貸館(利用定員の半数程度)を利用可
- (7) 青少年館 市民に限り体育室の使用可

- ※単一団体の利用のみ可
- ※休校期間中の高校生以下は使用不可
- ※屋内ラケットボールコートは使用不可
- ※会議室の利用については、引き続き、市民に限り貸館(定員の半数程度)を利用可

- (8) 市立資料館 入館者数を制限し開館
- ・龍野歴史文化資料館 (20人)
  - ・埋蔵文化財センター (10人)
  - ・室津海駅館 (10人)
  - ・室津民俗館 (10人)
  - ・公益財団法人霞城館 (20人)

## 5 公共施設 (問い合わせ先: 別紙一覧表電話番号のとおり)

5月25日(月)から、原則市民に限り、本市の公共施設を順次開館します。  
現在、開館中及び今後開館する施設、閉館施設は別紙一覧表のとおりです。